

中国の FTA 政策は 2001 年の WTO 加盟以降、本格化したといえる。現在では ASEAN はじめ、主要な貿易パートナーのいくつかと間で FTA が発効しており、通商政策の主要な部分を担っている。しかし一方で、現時点においては、米国、EU といった大規模先進経済との FTA については、構想すら出されていない状況に止まっている。先進国との FTA においては、知的財産権、環境規制、労働問題など、現状では中国の合意が困難な分野が交渉に含まれることが一般的であり、中国にとって交渉開始のハードルは高いと考えられる。

こうした中、北東アジアの韓国及び日本との交渉については、いくつかの動きが見られた。まず韓国との二国間 FTA については 2010 年 9 月から政府間事前協議が開始されていたが、2012 年 5 月に公式交渉開始が宣言された。また日中韓の三国間 FTA は政府レベルでの共同研究が 2011 年に終了し、公式交渉が 2012 年内に開始されることで合意がなされた。さらには、日中韓を構成員として含む二つの東アジアの広域 FTA 構想、EAFTA (ASEAN+3) 及び CEPEA (ASEAN+6) が存在している。本来、中国と日韓との貿易構造は補完的であり、FTA の経済効果は期待できる。中国の FTA 政策は、東アジア、北東アジアに方向性を向けるように見受けられた。

このような状況で、2011 年 11 月にホノルルで開催された第 19 回 APEC 首脳会議において、野田首相が TPP 交渉への参加を事実上表明したことは、中国の FTA 政策にも一定の影響を与えた。知的財産権、環境規制、国有企業、労働問題などの分野を包含し、現状では中国が直ちに参加することが困難といえる TPP が、アジア太平洋地域の経済統合の標準モデルとなっていくことへの警戒の念を、中国政府として有していることは推測できる。

本報告ではこうした中国の FTA 政策の現状について分析を行い、日本の FTA 政策及びアジア太平洋地域の経済統合への影響を展望する。

## 1. 中国の FTA 政策の概要

本節では中国のこれまでの FTA 政策を回顧し、そこからその特徴を導き出し、さらに今後の方向性を展望する。

### (1) 中国の FTA 締結状況

中国の FTA 政策は 2001 年の WTO 加盟以降、本格化したといえる。中国の FTA 締結状況は (表 1) に示したようになっている。現在 ASEAN を含め、10 件の協定が発効中である。

(表 2) は FTA 締結国・地域との貿易額が貿易額全体に占める割合を示したものである。

これによると 2009 年 7 月時点における中国の FTA 貿易比率は 19.7%となっており、日本の 14.7%、韓国 の 12.1%をそれぞれ上回っている。但し中国の FTA 締結先の一つである香港との貿易は、2007 年で全体の 13.1%、輸出の 20.3%を占めている<sup>1</sup>。この内のかかなりの部分は、第三国を最終仕向け地とする中継貿易と推定される。したがって香港を含めて FTA 貿易比率を求めることは、実質的には中国の既存 FTA を、過大評価する恐れがある。この点を考慮すると、中国の FTA 政策は、必ずしも日韓に先行する状況にあったとは言えない。

---

<sup>1</sup> IMF (2010) を基に筆者計算。

(表 1) 中国の FTA 締結状況 (2012 年 5 月現在)

現状	相手国・地域	交渉経緯	現状
発効・調印	ASEAN <sup>(注1)</sup>	2002.11 枠組協定調印、 2004.11 物品協定調印、 2007.1 サービス協定調印	2004.1 アーリー・ハーベ スト措置開始 2005.7 発効 (物品) 2007.7 発効 (サービス)
	香港	2003.6 調印	2004.1 発効
	マカオ	2003.10 調印	2004.1 発効
	チリ	2005.1 開始、2005.11 調印 2008.4 サービス貿易補充協 定調印	2006.11 発効
	パキスタン	2005.4 開始、2006.11 調印	2007.7 発効
	ニュージーランド	2004.12 開始、2008.4 調印	2008.10 発効
	シンガポール	2006.10 開始、2008.10 調印	2009.1 発効
	ペルー	2008.11 開始、2009.4 調印	2010.3 発効
	台湾	2010.6 締結	2010.9 発効
	コスタリカ	2009.1 開始、2010.4 締結	2011.8 発効
交渉中	GCC <sup>(注2)</sup>	2005.4 開始	
	オーストラリア	2005.5 開始	
	アイスランド	2007.4 開始	
	ノルウェー	2008.9 開始	
	スイス	2011.1 開始	
	韓国	2012.5 開始	
共同研究 他	SACU <sup>(注3)</sup>		2004.6 交渉開始合意
	インド		2006.11 交渉開始合意
	日中韓 FTA		2011.12 共同研究終了 2012.5 2012 年内に交渉 開始することで合意
構想段階	EAFTA (ASEAN+3) <sup>(注4)</sup>		2009 年の ASEAN+3 首 脳会談において、政府間 で議論することに合意。
	CEPEA (ASEAN+6) <sup>(注5)</sup>		2009 年の東アジアサミ ットにおいて、政府間で 議論することに合意。

(注 1) ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、  
ベトナムの 10 カ国

(注 2) サウジアラビア、UAE、オマーン、カタール、クウェート、バーレーン 6 カ国による関税同盟

(注 3) 南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、スワジランド、レソト 5 カ国による関税同盟

(注 4) ASEAN、日本、中国、韓国

(注 5) ASEAN、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド

(出所) JETRO (2011) 他、各種資料より筆者作成

(表 2) 韓国と主要国の FTA 締結国との貿易比率

	韓国 (2008 年貿易額基準)				主要国 (2007 年貿易額基準)						
	発効国 ('09 年 7 月現在)	米国	インド	EU	米国	中国	日本	シンガ ポール	チリ	ニュージー ランド	
FTA 貿易 比率 (%)	比率	12.1	9.9	1.8	11.5	34.0	19.7	14.7	67.7	83.2	37.0
	累計	12.1	22.0	23.8	35.3						

(出所) 韓国・企画財政部 (2009)

## (2) 主要 FTA の事例分析

以下では中国の既存の FTA の中で、主要なもので、またそれぞれ特徴を持つと考えられる ASEAN、チリ、パキスタン、ニュージーランドとの四つの協定について、それぞれが締結された要因を中心に分析する。

## ① ASEAN

中国にとって初めての本格的 FTA となった ASEAN との FTA は、WTO への正式加盟前から交渉が進められていた。2000 年 11 月にシンガポールで開かれた ASEAN+3 首脳会議において、中国が ASEAN との FTA の共同研究を提案した。その後の交渉で、中国は ASEAN に対し、以下のような魅力的な条件を示した。

- i. 農産品の関税撤廃を FTA の発効に先立って実施するアーリー・ハーベスト (Early Harvest) の実施
- ii. ASEAN の後発メンバー (ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア) に貿易自由化の実施に 5 年の猶予を与える
- iii. WTO 未加盟の ASEAN メンバーに対して、中国が最恵国待遇を与える

このうち特にアーリー・ハーベストは熱帯性農産物の中国市場への輸出を目指す ASEAN 諸国にとって、大きなプラスと考えられた。このような好条件を受けて当初は FTA 交渉に消極的であった ASEAN 側も態度を変え、2001 年 11 月にブルネイで開催された ASEAN+3 首脳会議で交渉の開始に合意した。その後、2002 年 11 月にカンボジアのプノンペンで開催された ASEAN+3 首脳会議において、アーリー・ハーベストの内容を定めた「包括的経済協力枠組協定」が調印され、農産品 8 分野の関税引き下げが 2004 年 1 月から開始された。その後、FTA の本体である物品貿易協定が 2004 年 11 月に調印され 2005 年 7 月に発効、サービス貿易協定が 2007 年 1 月に調印され同 7 月に発効、投資協定が 2009 年 8 月に調印され 2010 年 1 月に発効している。

中国が上記のような好条件を提示してまで、ASEAN との FTA 締結を進めた理由として、経済的要因よりも政治的要因の重要性を指摘する先行研究が多い。以下、主要なものを列

挙する。

- i. 東アジア経済統合における主導権の確保（日本との競合関係において）（トラン・松本（2007）、Yang（2009））
- ii. 米国の東アジアにおける潜在的一極支配への対抗（Hoadley and Yang（2010）、Yang（2009））
- iii. ASEAN 側の経済、政治両面における中国脅威論の緩和（朱（2003）、トラン・松本（2007））
- iv. 雲南省など中国西南部地域の開発（朱（2003）、トラン・松本（2007））
- v. 東アジアの地域経済大国としての責務を担う（朱（2003））

一方で経済的要因に関しては、Yang（2009）は中国と ASEAN の貿易構造が補完的ではなく、むしろ競合的であるため、FTA の中国経済へのプラスの効果は大きくないとの見解を紹介している。これに対してトラン・松本（2007）は、特に ASEAN 原加盟国のうち、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピンに関しては、製造業品において水平的分業体制が成立しつつあり、FTA の経済効果は期待できるとの見解を示している。

## ② チリ

チリはアジア以外の国としては最初の FTA パートナーとなった。2005 年 1 月に交渉を開始し、同 11 月に調印、2006 年 11 月に発効している。

チリは FTA に積極的であり、すでに 30 カ国以上と FTA を締結している。南米における FTA のハブ的存在といえる。中国はかつて NAFTA の成立によって、米国市場においてメキシコ製品との競合で不利益を受けた。この経験から、交渉開始時点で構想されていた、両米大陸を網羅する FTAA（米州自由貿易地域）に警戒感を持ち、これに対抗するため南米における橋頭堡としてチリとの FTA 交渉を進めたとされる（Hoadley and Yang（2010）、Yang（2009））。またチリは、ラテン・アメリカで最初に中国の WTO 加盟を認めたに国であり、またラテン・アメリカで最初に中国を「市場経済」と認定した国である。こうした外交的経緯も後述するニュージーランドの事例と同様に、FTA 交渉を促進する要因となつたと見られる（Hoadley and Yang（2010）、Yang（2009））。

## ③ パキスタン

パキスタンは南アジアで初めての FTA パートナーとなった。交渉は 2005 年 4 月に開始され、2006 年 11 月に調印、2007 年 7 月に発効している。パキスタンは中国にとって、安全保障面で長く同盟国的立場にある（Yang（2009））。両国は共に、インドという南アジアの大国と対立関係にある。またパキスタンは人権問題、台湾問題などでは常に中国の立場を擁護してきた。さらに中国の経済が発展し、海外へのエネルギー依存度が高まる中、中

東の産油国に近接したパキスタンの戦略的立地は重要性を増している。

一方で両国間の貿易額は小さく、経済的關係は密接とは言いがたい。パキスタンとの FTA を安全保障面の政治的要因が大きく働いた典型例と位置づけることができる。

なお、パキスタンと対立関係にあるインドとの FTA は政府間の共同研究を終え、2006 年 11 月に交渉開始合意を表明したが、その後、交渉は棚上げ状態が続いている。

#### ④ ニュージーランド

ニュージーランドとの FTA は、OECD 加盟国との最初のものである。交渉は 2004 年 12 月に開始され、2008 年 4 月に調印、2008 年 10 月に発効している。同 FTA は中国にとって初めての包括的協定であり、当初から物品貿易に加え、サービス貿易、投資の分野を含んでいた。さらに知的財産権、人の移動などの分野についても協定に盛り込まれており、先進的な内容となっている。

中国が先進国との初めての FTA をニュージーランドと結んだ理由としては、経済規模が小さく中国経済への負の影響が少ないこと、貿易構造が補完的であること、などいくつかの経済的要因が指摘できるが、同時に政治的には、中国の WTO 加盟を認めた最初の先進国であり、また中国を「市場経済」と認定した最初の先進国であるという外交的経緯が影響している (Hoadley and Yang (2010)、Yang (2009))。このことは、ほぼ同時期に交渉を開始したオーストラリアとの FTA が、経済的重要性で上回っていると見られるにも関わらず、未だに妥結に至っていない事実からも傍証しうる<sup>2</sup>。

以上の 4 例を FTA 締結の要因から分類すると、チリとニュージーランドは主に経済的要因から、パキスタンは主に政治的要因から、ASEAN は政治、経済の両面からという形で整理できると思われる。このように中国の締結する FTA はそれぞれに政治、経済双方の要因を見ていく必要がある。また経済的要因が主因であったと考えられるチリ、ニュージーランドの事例においても、両国が交渉相手として優先的な扱いを受けた背景には、それまでの経済外交の経緯があったといえる。したがって、経済的要因が大きいケースにおいても、個々の外交関係に着目することは重要と言える。

(表 3) FTA の締結要因の整理

相手国	締結の主な要因
ASEAN	政治的要因と経済的要因の両方
チリ	経済的要因が主 (ラテンアメリカにおける経済的橋頭保)
パキスタン	政治的要因が主 (安全保障上の同盟関係)
ニュージーランド	経済的要因が主 (先進国 (OECD 加盟国) との初めての FTA)

<sup>2</sup> またニュージーランドとの FTA 開始以降、中国との交渉開始を目指して、シンガポール、マレーシア、オーストラリアが「市場経済」と認定するなど、中国にとってのプラスの効果も生じた (Hoadley and Yang (2010))。

### (3)香港・マカオ及び台湾との FTA

以下では、中国 FTA 政策の一つの特徴とも位置づけられる、香港・マカオ及び台湾との FTA について整理した。

香港及びマカオは、現在は中国の特別行政区であるが、関税政策においては独立しており、それぞれ独自に WTO に加盟する関税地域となっている。また台湾は中国の WTO 加盟後の 2003 年に、WTO に加盟し、やはり独立した関税地域となっている。これらの地域は中国と特殊な政治的関係を有しているが、それぞれ中国と FTA を締結している。

#### ①香港

経済貿易緊密化協定 (CEPA) と呼称される。2003 年 6 月に署名、2004 年 1 月に発効した。その後 CEPA2 (2005 年 1 月発効) から CEPA7 (2011 年 1 月発効) までの 6 次にわたる内容の追加が行われている。特に CEPA5 以降はサービス貿易の自由化に重点がおかれ、香港のサービス企業の本土での活動が、段階的に自由化されてきている。

#### ②マカオ

香港と同様に経済貿易緊密化協定 (CEPA) と呼称される。2003 年 10 月に署名、2004 年 1 月に発効した。その後やはり香港と同様に、7 次にわたる補充協定が発効している。内容的には香港と同様、順次サービス貿易の自由化が進められている。

#### ③台湾

海峽兩岸經濟協力枠組協定 (ECFA) と呼称される。2010 年 6 月に締結、同 9 月に発効した。2011 年 1 月にはアーリー・ハーベストによる関税引き下げ (繊維、機械、石油化学製品等) が開始され、2012 年 1 月にはアーリー・ハーベスト対象の 9 割の関税が撤廃された。

台湾側の農産物を完全撤廃の対象から外すなど、台湾との関係改善を目指す中国側の政治的配慮が色濃く出た内用となっている。一方で、2012 年 1 月時点では関税撤廃は中台間の貿易額の 1 割程度に止まっており、FTA としては未完成な部分も残されている。

ECFA の発効は台湾と輸出構造の似通った韓国に、中国市場を巡る競争条件において、大きなインパクトを与えた。これが、後述する中韓二国間の FTA 交渉が 2012 年に開始された、韓国側の要因の一つと言われている。

### (4)中国の FTA 政策の方向性

中国の今後の FTA 締結の方向性について見ると、(表 1) に示されるように、交渉中の案件で大きな相手国としてはオーストラリアがあげられる程度である。また、米国、EU といった大規模先進経済との FTA については、構想すら出されていない段階である。先進国との

FTA においては、知的財産権、環境規制、労働問題など、現状では中国の合意が困難な分野が交渉に含まれることが一般的であり、交渉開始のハードルは高いと考えられる。

こうした中、北東アジアの韓国及び日本については、いくつかの動きが見られる。まず韓国との二国間 FTA について共同研究が終了し、2010 年 9 月から政府間事前協議が開始されていたが、2012 年 5 月に政府間交渉が開始された。また日中韓の三国間 FTA は政府レベルでの共同研究が 2011 年 12 月に終了し、2012 年内に政府間交渉が開始されることで合意がなされている。

さらには、日中韓を構成員として含む二つの東アジアの広域 FTA 構想、EAFTA 及び CEPEA が存在している。本来、中国と日韓との貿易構造は補完的であり、FTA の経済効果は期待できる。中国の FTA 政策が、東アジア、そして北東アジアに方向性を向ける条件は整いつつあるといえる。

## 2.TPP と中国の FTA 政策

本節ではアジア太平洋地域における経済統合の枠組みとして、最近注目を集めている TPP（環太平洋連携協定）が、中国の FTA 政策に与える影響について検討する。

### (1)FTAAP 構想と TPP の具体化

アジア太平洋における一方の主要貿易国である米国は、APEC（アジア太平洋経済協力）を舞台として、EAFTA、CEPEA などに対抗する対東アジア通商政策を打ち出してきた。それがすなわち APEC 全体を領域とする FTAAP（アジア太平洋自由貿易地域）構想である。その経緯は（表 6）にまとめたようになっている。日本もこの動きに対応し、2009 年 11 月に鳩山政権の発表した「新成長戦略（基本方針）」に、2020 年を目途に FTAAP の構築するためのロードマップを策定することが明記された。

しかし一方で、FTAAP は日米中など世界の主要な貿易国を領域とし、多くの利害を調整する必要が見込まれ、短期的には合意に到達することが困難と考えられる。そこで FTAAP に至るステップとして、APEC メンバーのうち有志による FTA、すなわち TPP（環太平洋連携協定）を先行させる戦略をとった<sup>3</sup>。

ブッシュ政権は 2008 年 9 月にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 か国による FTA、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: P4、後の TPP）に参加することを表明した。オバマ政権への移行に伴い、米国の TPP の協議への参加は当初の予定より遅れたが、2010 年 3 月には米国も参加し、公式協議が開始された。さらにオーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアも加わり、現在は 9 カ国による交渉が行われている。

一方、日本の菅政権は 2010 年 10 月に TPP 交渉への参加の検討を表明した。同年 11 月に横浜で開催された第 18 回 APEC 首脳会議において、TPP は EAFTA、CEPEA と並んで、

<sup>3</sup> この経緯は中島（2010）に詳しい。

FTAAP 実現に向けた具体的道筋の一つと位置づけられた。合意において三者が併記されたことは、APEC における東アジア諸国、特に中国の立場に対する一定の配慮と解釈できる。しかし浦田 (2011) は、他の二者が構想段階に止まっていたことから、同時点における TPP の優位性を指摘していた。

TPP は内容的には基本的に関税撤廃の例外品目を認めず、サービス、投資、知的財産権などモノの貿易以外の分野についても包括的な合意を目指す、先進的な「21 世紀型」の FTA を指向している<sup>4</sup>。TPP 交渉を通じてこうしたレベルの高い自由化の合意形成がなされれば、それが将来の FTAAP における自由化のルールを先取りすることとなる。

一方で、TPP の範囲が現在の交渉参加国に止まるのであれば、その実際の経済効果は限定されたものにならざるを得ない。現状の交渉参加国はこれまでも比較的 FTA に積極的であった国が多く、Scollay (2011) によれば、9 カ国間の 36 の 2 国間組み合わせのうち、25 がすでに既存の FTA の対象となっている。さらに交渉参加国は経済規模が小さい国が多く、対米貿易を除くと各国間の貿易額が小さいことも、経済効果を限定する要因となっていた<sup>5</sup>。

TPP はこうした直接的な経済効果を拡大するためにも、その範囲を拡大する必要があった。また参加国の拡大は前述の FTAAP への道筋としての役割からも不可欠となっている。アジア太平洋の域内において、日本、中国、韓国の北東アジア 3 カ国は、その経済及び貿易の規模からして、TPP の将来の参加者として特に重要な存在といえた。

## (2) 日本の TPP 交渉参加の影響

このような状況で、2011 年 11 月にホノルルで開催された第 19 回 APEC 首脳会議において、野田首相が TPP 交渉への参加を表明<sup>6</sup>したことは、アジア太平洋地域の FTA 交渉に大きな波紋を投げかけることとなった。即時的な効果として、カナダ、メキシコ両国が同首脳会議において TPP 交渉への参加を表明した。

中国は胡錦濤国家主席が交渉参加表明の直後に、日本の交渉参加に理解を示す発言をするなど、公式には冷静で第三者的な反応を示した。しかし一方で、例えば対外政策の形成に一定の影響力を持つと見られる政府系シンクタンク、中国社会科学院アジア太平洋研究所長の李向陽氏は日本のメディアにおいて、TPP を米国の経済のみならず安全保障面においてもアジア回帰を狙った政策手段と批判し、それに対する日本の参加も中国よりも米国を重視する外交政策の転換とする発言をしている<sup>7</sup>。知的財産権、環境規制、国有企業、労働問題などの分野を包含し、現状では中国が直ちに参加することが困難といえる TPP が、

<sup>4</sup> TPP 交渉では 24 の作業部会が設けられており、これには市場アクセス、原産地規制、貿易円滑化、サービス貿易、投資、環境、労働などに加え、中小企業、規制関連協力などこれまでの FTA で扱われた例のない分野も含まれている (詳しくは Barfield (2011)、木村 (2011) を参照)。

<sup>5</sup> Scollay (2011) は TPP の FTA としての質の高さという目標と、参加国の拡大の二律背反を指摘している。

<sup>6</sup> 正確には「TPP 交渉参加に向けて関係国と協議に入ること」を表明 (2011 年 11 月 11 日記者会見)。

<sup>7</sup> 日本経済新聞 2012 年 1 月 1 日朝刊。

アジア太平洋地域の経済統合の標準モデルとなっていくことへの警戒の念を、中国政府として有していることは推測できる。

### (3)今後の展望

日本の TPP 交渉参加は、今後の東アジア経済統合の流れに、さらには中国の FTA 政策にどのような影響を与えるであろうか。

まず大きな影響を受けると考えられるのは、ASEAN+3 (EAFTA) と ASEAN+6 (CEPEA) の二つの ASEAN を軸とした広域経済統合構想であろう。これに関しては既に日本が TPP 交渉への参加の検討を始めた段階で新たな動きが見えていた。そもそも両構想の具体化が遅れている主な原因としては、プラス 3 を提唱する中国と、中国の影響力の拡大を懸念しインドやオーストラリア、ニュージーランドを加えたプラス 6 の推進を主張する日本の二国間対立があった。しかし 2011 年 8 月に開催された ASEAN+6 経済相会合において、日中両国は凍結状態だった EAFTA 及び CEPEA を前進させるため、FTA 交渉の焦点となる「物品貿易」「サービス貿易」「投資」の三分野について作業部会を設けることについて、合同で提案を行った。こうした動きは明らかに TPP 交渉に触発されたものであり、中国の FTA 戦略に明らかな変化が生じたといえる。続いてホノルル APEC 首脳会議の後、11 月にインドネシアのバリ島で開催された ASEAN+3 首脳会議及び東アジアサミットでは、三分野の作業部会の設置が合意され、両構想については一定の進捗があったといえる。

東アジア経済統合を目指すもう一つの主要な動きとしては、先に触れた日中韓の三カ国間 FTA がある。これについては 2010 年から行われていた産官学による研究会が 2011 年 12 月に最終報告書を提出し、2012 年内に公式協議を開始することで合意がされている。こちらも日本の TPP 交渉参加が中韓両国の決定を後押ししたと見られる。

上記の両者を比較すれば、手続的には公式協議に入ることを確定した日中韓 FTA が、EAFTA 及び CEPEA に先んじた形となっている。また交渉参加国の数から見ても日中韓 FTA の進捗がより早いことが予想される。一方で、北東アジアの日中韓 FTA が先に締結される事態となれば、ASEAN を軸として進められてきた従来の東アジア経済統合は、大きな転機を迎えることも考えられる。

また、FTA の内容について考えれば中国をメンバーとして含む日中韓 FTA、EAFTA 及び CEPEA は、知的財産権等の分野で高いレベルの合意を達成することは困難であろう。しかし一方で中国が製造業品などのモノの貿易で、依然として高い関税等の障壁を維持していることを考えれば、モノの貿易の自由化を主要内容として FTA であっても、日本（あるいは韓国）にとっては大きな利点を含むものと言える。したがって当面は TPP において高度な内容を目指し、一方で日中韓 FTA、あるいは EAFTA 及び CEPEA においては旧来型の関税撤廃を目指すという二段階の進め方も、日本にとっては合理性のある選択肢と考えられる。

さらにはそのような中間段階を経て中長期的には、TPP や他の広域 FTA を、中国を含む

東アジア全体をもカバーする FTAAP へと発展、深化させていくことが、アジア太平洋地域にとって最も好ましいシナリオであろう。

(表 4) FTAAP 及び TPP に関する動き

年	月	事項
2004 年	11 月	チリ・サンチアゴで開催された第 12 回 APEC 首脳会議で、ABAC が FTAAP を提案
2006 年	7 月	環太平洋戦略的経済連携協定 (P4) 発効 (メンバー国: シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ)
	11 月	ベトナム・ハノイで開催された第 14 回 APEC 首脳会議で、FTAAP が議題として取り上げられる
2008 年	9 月	米国通商代表部、P4 への参加を正式に発表
	11 月	オーストラリア、ペルー、P4 への参加を表明 <sup>(注)</sup>
2009 年	11 月	オバマ米大統領、東京都内で行った演説で TPP への参加を正式表明
	11 月	シンガポールで開催された第 17 回 APEC 首脳会議で、FTAAP 構想の検討の継続が宣言文に盛り込まれる
	12 月	鳩山政権の発表した「新成長戦略 (基本方針)」に、2020 年を目途に FTAAP の構築するためのロードマップを策定することが明記される
2010 年	3 月	米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム (当初はオブザーバー参加、12 月から正式参加) が加わった TPP の第一回交渉が開始
	10 月	菅首相、所信表明演説で TPP 交渉への参加検討を表明
	10 月	マレーシアが TPP 交渉に参加
	11 月	横浜で開催された第 18 回 APEC 首脳会議において、FTAAP の実現に向け具体的な手段をとることで合意、(1) EAFTA (ASEAN+3)、(2) CEPEA (ASEAN+6)、(3) TPP をそれぞれ FTAAP への道筋として例示
2011 年	11 月	ホノルルで開催された第 19 回 APEC 首脳会議において、野田首相が TPP 交渉への参加を表明。カナダ、メキシコも同様に参加を表明。

(出所) 各種資料より筆者作成

(注) これ以降、拡大される P4 は環太平洋経済連携協定 (TPP) と呼称されるようになった (スコレー (2010))。

(参考文献)

[日本語文献]

浦田秀次郎 (2011) 「APEC の新たな展開と日本の対応」、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本通商政策論』文眞堂、第7章

木村福成 (2011) 「東アジアの成長と日本のグローバル戦略」、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本通商政策論』文眞堂、第15章

クウエイ、エレイン・S (2006) 「中国の二国間貿易主義：依然として政治主導」、ヴィニョード・K・アガワル・浦田秀次郎編、浦田秀次郎・上久保誠人監訳『FTA の政治経済分析』文眞堂、第6章

朱炎 (2003) 「中国の自由貿易協定へのアプローチとその影響」、『Economic Review』Vol.7、No.2、富士通総研経済研究所

スコレー、ロバート (2010) 「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定—始まり、意義及び見通し」、『アジア研ワールド・トレンド』No.183、ジェトロ・アジア経済研究所

トラン・ヴァン・トゥ・松本邦愛 (2007) 「ASEAN—中国の FTA の政治経済学」、トラン・ヴァン・トゥ・松本邦愛編著『中国—ASEAN の FTA と東アジア経済』文眞堂、第2章

中島朋義 (2010) 「APEC：太平洋の懸け橋の将来展望」、青木健・馬田啓一編著『グローバル金融危機と世界経済の新秩序』日本評論社、第15章

日本貿易振興機構 (2011) 「世界と日本の主要な FTA 一覧」日本貿易振興機構

[英語文献]

Barfield, Claude. and Levy, P.I. (2009) “Tales of the South Pacific: President Obama and the Transpacific Partnership”, International Economic Outlook No 2, American Enterprise Institute, Washington DC, December 2009

Barfield, Claude (2011) “The Trans-Pacific Partnership: A Model for Twenty-First-Century Trade Agreements?”, International Economic Outlook No 2, American Enterprise Institute, Washington DC, June 2011

Hoadley, S. and J. Yang (2010) “China’s Free Trade Negotiations: Economics, Security and Diplomacy” in Saori N. Katada and Mireya Solis (eds.) *Cross Regional Trade Agreements: Understanding Permeated Regionalism in East Asia*, Springer, Germany

International Monetary Fund (2010) *Direction of Trade Statistics Yearbook 2010*, International Monetary Fund, Washington DC, U.S.A

Scollay, Robert (2011) “Trans Pacific Partnership: Challenges and Potential”, paper presented at Japan Society of International Economics 70th Anniversary Symposium, Kyoto, 11 June 2011

Wang, Min (2011) “The Domestic Political Economy of China’s Preferential Trade

Agreements” in Vinod K. Aggarwal and Seungjoo Lee (eds.) *Trade Policy in the Asia-Pacific: The Role of Ideas, Interests, and Domestic Institutions*, Springer, Germany

Yang, Jian (2009) “China’s Competitive FTA Strategy: Realism on a Liberal Slide” in Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada (eds.) *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, Palgrave Macmillan, UK

[韓国語文献]

企画財政部 (2009) 「FTA 推進の現況および期待される効果」